

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月14日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	フリー ファイナンシャル ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年2月19日から平成28年6月29日まで) 100兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年 2月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において信託期間を平成28年6月30日までとする約款変更ならびに信託報酬の総額に関する約款変更のための法定手続きを行いません。それに伴い、原届出書を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

表紙

< 訂正前 >

届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額

継続募集額(平成28年2月19日から平成29年2月16日まで)
100兆円を上限とします。

< 訂正後 >

届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額

継続募集額(平成28年2月19日から平成28年6月29日まで)
100兆円を上限とします。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

平成28年 2月19日から平成29年 2月16日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

平成28年 2月19日から平成28年 6月29日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(1 2) その他

< 訂正前 >

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込金額には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限

一部例外を除き、金融機関の方のお申込みは受け付けません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受け付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受け付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを制限または中止すること、あるいは既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

<訂正後>

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込金額には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限

一部例外を除き、金融機関の方のお申込みは受けません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを制限または中止すること、あるいは既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成28年6月16日適用で予定しております。

<投資信託約款の変更の内容>

- ・信託期間を平成28年6月30日までとする変更
- ・信託報酬の総額に関する変更

平成28年6月16日から平成28年6月29日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の20を乗じて得た率（現行の信託報酬率）に20分の1を乗じて得た率以内の率（但し、下限は零とします。）に減額し、信託終了日である平成28年6月30日の信託報酬の総額に関しては収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

<投資信託約款の変更の理由>

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った

運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日に当り、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年4月15日以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

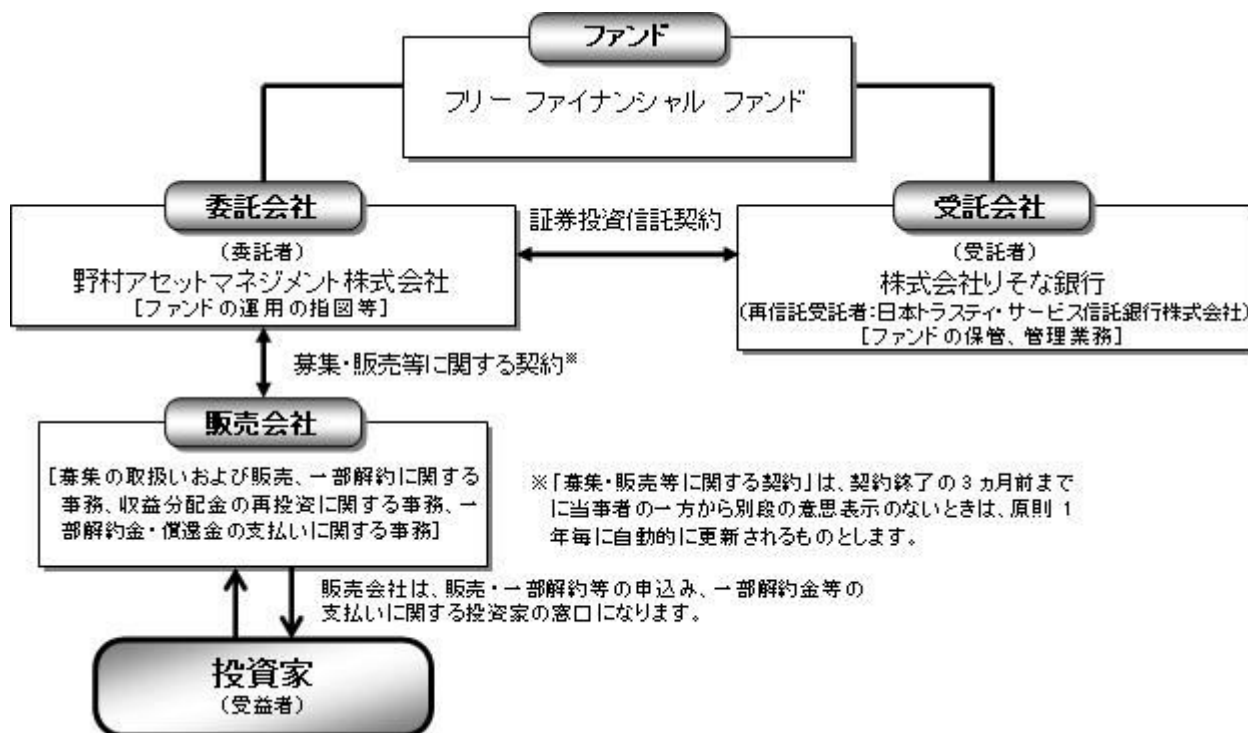
第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>



投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成28年6月16日適用で予定しております。

<投資信託約款の変更の内容>

- ・ 信託期間を平成28年6月30日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成28年6月16日から平成28年6月29日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の20を乗じて得た率（現行の信託報酬率）に20分の1を乗じて得た率以内の率（但し、下限は零とします。）に減額し、信託終了日である平成28年6月30日の信託報酬の総額に関しては収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

<投資信託約款の変更の理由>

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日に当り、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年4月15日以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行いませんので、これらの影響を受けません。

[為替変動リスク]

外貨建資産に投資した場合には、ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、信託期間について無期限から平成28年6月30日までに変更する約款変更の手続きを進めております。手続きの結果、上記の約款変更が実施される場合には、平成28年6月30日に信託を終了（定時償還）することとなります。当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下してまいります。

また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年1,000分の7以内の率で計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に応じて、次に掲げる率(以下、「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」	当該計算日の信託報酬率
年7%超のとき	年0.7%以内の率
年2%超7%以下のとき	運用収益率に100分の10を乗じて得た率以内の率
年1%超2%以下のとき	年0.2%以内の率
年1%以下のとき	運用収益率に100分の20を乗じて得た率以内の率 (但し、下限は零とします。)

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については下記の通りとします。

<委託会社>	<販売会社>() ^(注)	<受託会社>()
信託報酬率 - (+)	信託報酬率 × 1.428 / 2.0	信託報酬率 年0.2%の場合 年1千分の0.167 信託報酬率 < 年0.2%の場合 信託報酬率 × 0.167 / 2.0

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

(注) 約款変更適用後(平成28年6月16日以降)は以下となります。

<平成28年6月16日から平成28年6月29日まで>

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、年0.7%以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

信託報酬率
計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に100分の20を乗じて得た率に20分の1を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については下記の通りとします。

< 委託会社 >	< 販売会社 () ^(注) >	< 受託会社 () >
信託報酬率 - (+)	信託報酬率 × 1.428 / 2.0	信託報酬率 × 0.167 / 2.0

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

< 平成28年6月30日 >

信託報酬の総額は、収益等の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とし、当該計算期末に計上します。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については下記の通りとします。

< 委託会社 >	< 販売会社 () ^(注) >	< 受託会社 () >
信託報酬の総額 - (+)	信託報酬の総額 × 1.428 / 2.0	信託報酬の総額 × 0.167 / 2.0

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします(昭和60年8月23日設定)。

< 訂正後 >

無期限とします(昭和60年8月23日設定)。

(注) 約款変更適用後(平成28年6月16日以降)は以下となります。

平成28年6月30日まで(昭和60年8月23日設定)